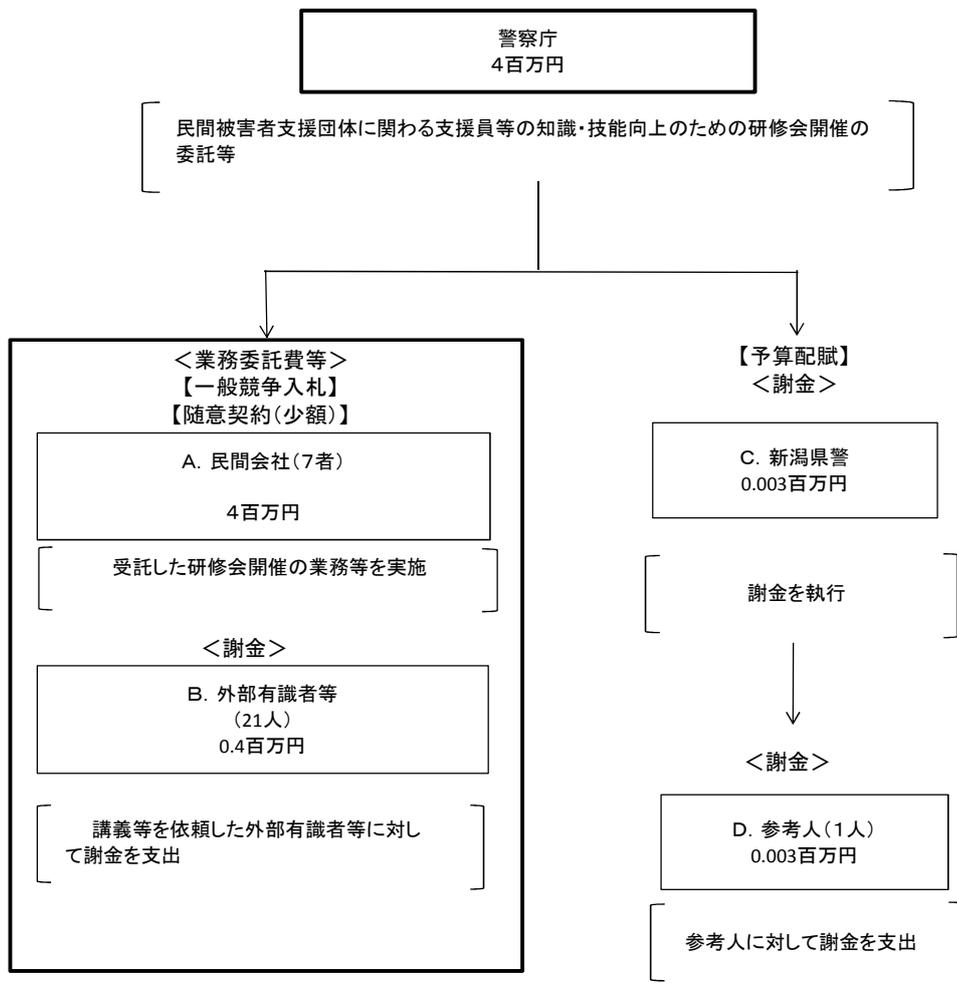


平成27年度行政事業レビューシート ( 警察庁 )

<b>事業名</b>	犯罪被害者支援経費			<b>担当部局</b>	長官官房	<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	不明	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	<b>担当課室</b>	給与厚生課	給与厚生課長 山本 仁		
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	6-1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等 総合的な支援の充実			
<b>根拠法令 (具体的な 条項も記載)</b>	犯罪被害者等基本法第22条			<b>関係する計画、 通知等</b>	第2次犯罪被害者等基本計画			
<b>主要政策・施策</b>	犯罪被害者等施策			<b>主要経費</b>	その他の事項経費			
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以 内)</b>	国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性に鑑み、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、民間被害者支援団体及び関係機関の活動の資質の向上、関係機関との連携及び全国的な均質性を確保するため、民間被害者支援団体において活動している支援員等に対する研修会の開催の支援を継続的に行う。							
<b>事業概要 (5行程度以内。 別添可)</b>	犯罪被害者等の支援の充実を目的として、警察と民間被害者支援団体における支援に関わる民間の支援員の知識、技能の向上及び連携の強化を図るため研修会の開催等を実施する。							
<b>実施方法</b>	委託・請負							
<b>予算額・ 執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	6	6	6	6		
		前年度から繰越し	▲0.1	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0		
		予備費等	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	
	執行額	5.9	6	6	6	0		
	執行率 (%)	4	4	4				
<b>成果目標及び 成果実績 (アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	民間被害者支援団体の支 援員の知識・技能の向上	支援要員に対する研修へ の参加者数	成果実績	人	765	741	738	
			目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック	
<b>活動指標及び 活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	支援要員に対する研修の実施回数	活動実績	回	2	2	2		
		当初見込み	回	2	2	2	2	
<b>単位当たり コスト</b>	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	執行額/研修会参加人数	単位当たり コスト	円	4,594	4,647	4,699	-	
		計算式	執行額 /人数		3,514,524/765	3,443,406/741	3,467,714/738	-
平成 27 年度 予 算 内 訳 ( 単 位 : 百 万 円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	業務委託費	4.9						
	諸謝金	0.7						
	計	5.6	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	当事業は、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体において活動している支援員等の資質の向上や関係機関との連携等が目的であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、国が行う必要のある事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	犯罪被害者等と直接関わる支援員等の資質の向上等は必要かつ適切な事業であり、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	研修会開催の業務委託は、一般競争入札の競争性の高い契約方式で実施しており、支出先の選定は妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	研修会に参加する支援員等との負担関係は適切である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	ほぼ同一金額で推移しており、妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	会場費等研修会開催に真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	入札結果により異なるが、一般競争入札を実施した結果、見込額より安価で落札したため不要率が大きい時もある。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	一般競争入札の競争性の高い契約方式で実施しており、コスト削減に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	一般競争入札の競争性の高い契約方式で実施しており、低コストで実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	研修会は秋(基礎的研修)と春(実践的研修)の2回に分け、効果的に開催しており見込みに見合ったものである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	支援員等の知識・技能の向上及び関係機関との連携の強化に資するものとなっている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	警察庁において契約しているため、支出先・使途については把握している。			
	改善の方向性	民間被害者支援団体は犯罪被害者等に対して、相談、病院等への付添など被害からの回復に向けた様々な支援を行っており、犯罪被害者支援における果たすべき役割は大きいことから、その質的水準の向上を図るため、継続して実施する必要がある。 なお、契約に関しては、一般競争入札の競争性の高い契約方式で実施するなどしており、予算の適正な執行に努めている。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	当初1-2	平成23年度	41	平成24年度	28
平成25年度	69	平成26年度	63		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

A.

E.



	計		0	計		0
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						<input type="checkbox"/> チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アーツアンドクラフツ株式会社	民間被害者支援団体に対する研修会	3	9-	
2	防衛省共済組合市ヶ谷会館所属所	作文コンクール	0.4	随意契約	-
3	一般財団法人 機械振興協会	民間被害者支援団体に対する研修会	0.2	随意契約	-
4	松本徽章工業(株)	消耗品等	0.1	随意契約	-
5	株式会社長谷工システムズ	入賞者作品集(支出額は0.04百万円)	0	随意契約	-
6	(独)国立印刷局	消耗品(支出額は0.002百万円)	0	随意契約	-
7	美穂産業株式会社	消耗品(支出額は0.001百万円)	0	随意契約	-
8					
9					
10					

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	外部有識者等	謝金(延べ17人)	0.3	-	-
2	外部有識者等	謝金(延べ4人)	0.1	-	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新潟県警察	予算配賦(支出額は0.005百万円)	0	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	参考人	裁定に係る協力者に対する謝金(支出額は0.005百万円)	0	-	-
2					
3					
4					
5					
6					

7				
8				
9				
10				

# 民間被害者支援団体の概要について

## 認定NPO全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者等早期援助団体及びその指定を目指す民間被害者支援団体で構成される非営利法人で以下のような事業を行っている。

- ・犯罪被害者支援に関する広報・啓発
- ・民間被害者支援団体の相談員等の研修
- ・全国各地における民間被害者支援団体設立の推進と連携
- ・犯罪被害者・遺族の自助グループへの支援と連携

警察庁

民間被害者支援団体の活動に関する  
広報、相談員等に対する研修に協力

全国被害者支援ネットワークは、相談員等研修等を通して、民間被害者支援団体の事業水準の向上に寄与

## 各都道府県の民間被害者支援団体 (全国被害者ネットワークの加盟団体)

全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体は、平成27年4月現在で48団体あり、これらの団体は、関係機関と連携を図り、以下のような援助事業を行い犯罪被害者等の早期援助に大きな役割を果たしている。

- ・犯罪被害者支援に関する広報・啓発活動
- ・犯罪被害等に関する相談業務（電話相談、面談相談）
- ・直接支援業務（防犯ブザー等物品の貸与・供与、病院や裁判所等への付添い、犯罪被害者等の職場等関係者への連絡、自助グループへの支援等の役務の提供その他の方法による援助事業）
- ・犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- ・ボランティア相談員等の養成及び研修

### 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等早期援助団体とは、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された非営利法人であり、各種支援事業を適正かつ確実に行うことができると認められた団体をいう（各都道府県公安委員会が指定。平成27年4月現在、ネットワーク加盟団体48団体のうち46団体が指定）。犯罪被害者等早期援助団体は、警察本部長から犯罪被害の概要等に関する情報提供を受けることができ、これにより、犯罪被害者等に対して能動的にアプローチして援助を行うことができ、早期援助に特に大きな役割を果たしている。